

「令和2年度 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」審査認定のための事業

審査認定料金額表

ご請求時点	ご請求金額(税抜)	当社における主な業務	
① 申請時	申請書類の確認に係る費用:5万円 (申請書類の補正・再提出・追加提出があった場合でも、追加料金は発生しません。)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類に不備がある場合:申請書類の補正・再提出・追加提出を依頼 申請書類に不備がない場合:申請書類の受理 	
② 書類審査時	書類審査に係る費用:15万円 (補正・再提出・追加提出の場合、別途 追加料金:10万円 が発生します。なお追加料金には最大3回目までの書類審査費用が含まれます。)	書類審査の結果、書類審査完了の基準を <ul style="list-style-type: none"> 満たしている場合:現地審査の準備へ進む 満たしていない場合:申請書類の補正・再提出・追加提出を依頼 	
		現地審査の準備 現地審査決定通知(日程の調整等) 現地審査確認事項通知	
③ 現地審査時	現地審査に係る費用:15万円 (是正活動に係る費用を含む。但し、是正活動は1回まで。) 【別途 現地審査旅費(注1)】	現地審査 現地審査の実施 現地審査結果のとりまとめ 審査会議(当社内の協議会)	
		是正活動への対応 是正依頼書の作成・送付、是正報告書の受付 是正審査の実施、是正審査結果報告書の作成・提出 審査会議(当社内の協議会)	
	—	認証委員会に対する審査結果の報告 審査結果報告書等の作成・提出	
④ 認定時	—	不適合の場合	申請機関に対する審査結果の通知 不適合事項通知書の作成・送付
	認定・登録に係る費用(認定登録料):5万円	適合の場合	審査結果の通知 認定証の作成・送付 適合事業所の登録・管理 認定マーク使用の許可・管理 申請書類等の保存 適合事業所の登録情報の変更 適合事業所に対する再審査・認定取消
<合計>	40万円 【別途 現地審査旅費(注1)】 (ただし、書類審査における追加料金:10万円が発生しなかった場合)		

(注1) 現地審査旅費は、担当審査員2名分の旅費(交通費・宿泊費)の実費となります。

※ご請求は申請時・書類審査時・現地審査時・認定・登録時に分けていたします。

※別途かかる諸経費について:

以下の費用は申請機関の負担となります。

- ・ 申請書類作成にかかる費用
- ・ 請求金額の振込にかかる手数料
- ・ 書類の送付費

※**審査認定料及び現地審査旅費について**

(ア) 申請機関の自己都合による申請の取下の場合:

⇒既に支払われた審査認定料及び現地審査旅費は返還されません。なお、申請が取り下げられた場合には、申請書類等は破棄いたします。

(イ) 書類審査及び現地審査を行った結果、当社が不適合と認めて認証委員会に報告し、不適合として認証された場合:

⇒審査認定料及び現地審査旅費は返還されません。書類審査の結果、取組が不十分と判断されて現地審査に進めないという場合でも、書類審査費用等、お支払いいただいた費用は返還できません。現地審査の結果、実態と書類との間に乖離が見られるなど取組が不十分と判断されて認定できないという場合でも、現地審査費用等、お支払いいただいた費用は返還できません。

(ウ) 当社が自己の都合により審査を中止する場合:

⇒審査認定料及び現地審査旅費は返還されます。

(エ) 当社の責により審査が無効となった場合:

⇒審査認定料及び現地審査旅費は返還されます。

(オ) 認定後に認定取消となった場合:

⇒審査認定料及び現地審査旅費は返還されません。